

監理技術者等の兼務について

令和7年3月24日

建設業法等の一部改正に伴い、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で置くべき建設工事について、要件に該当する場合には、兼務が可能となりました。

つきましては、監理技術者等を専任で置くべき建設工事について、他の工事現場と兼務させる場合は、次のとおり手続きをお願いします。

《1. 適用要件について》

適用要件については、「専任特例及び営業所技術者等の兼務に関する特記仕様書」のとおりとする。

《2. 兼務する場合の手続きについて》

監理技術者等が兼務する場合、次の点に留意する。

(1) 四日市市の競争入札の場合

時期	手続き方法
入札時	参加資格確認申請書に加えて、「監理技術者（等）配置予定届出書」（様式第1号、第2号又は第3号）を提出する。 ※原則、電子入札システムにて、ファイルを添付し提出する。
契約時	現場代理人等選任通知書に加えて、監理技術者（等）配置届（様式第4号、第5号又は第6号）を調達契約課及び工事担当課に提出する。 (兼務する施工中の工事が本市発注工事の場合は、施工中の工事担当課にも提出する。)

(2) 四日市市の工事に配置されている技術者を他発注機関の工事と兼務させる場合

時期	手続き方法
入札時	他発注機関への申請前に、「監理技術者（等）配置予定届出書」（様式第1号又は第2号）を工事担当課に提出する。
契約時	他発注機関と契約した後、速やかに監理技術者（等）配置届（様式第4号又は第5号）を調達契約課及び工事担当課に提出する。

《3. 注意事項》

- ・他発注機関の工事と兼務できるのは、その発注機関が兼務を認める場合に限ります。必ず事前に内諾を得てください。
- ・契約後に専任が必要な監理技術者等が兼務しようとする場合は、事前に監督職員と協議を行うこととする。また、兼務を要さなくなった場合も同様とする。

《問い合わせ先》

◆市立四日市病院 事務局 総務課 電話（059）354-1111 内線5220